

# 避難確保計画の作成方法

令和4年2月1日（火）

# 本日の説明内容

- 1 . 避難確保計画（ひな形）の説明
- 2 . 既存の計画に追加する形で避難確保計画を作成する場合
- 3 . 避難確保計画作成後の提出方法

# 1 . 避難確保計画（ひな形）の説明



# 災害種別の選択

入力項目	入力セル	入力例
<b>(対象災害)</b>		
洪水	<input type="radio"/> ○ : 対象、× : 対象外	○/×
内水	<input type="radio"/> ○ : 対象、× : 対象外	○/×
高潮	<input type="radio"/> ○ : 対象、× : 対象外	○/×
津波	<input type="radio"/> ○ : 対象、× : 対象外	○/×
土砂災害	<input type="radio"/> ○ : 対象、× : 対象外	○/×
<b>(自衛水防組織)</b>		
自衛水防組織	<input type="radio"/> ○ : 有り、× : 無し	○/×

「対象災害選択シート」

対象災害選択シート 作業シート

# 表紙

社会福祉施設	
避難確保計画	
対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波） 土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）	
【施設名：	】
年	月 作成



ハザードマップを確認し、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に含まれる場合、その災害の避難確保計画を作成する。

# 目次

## <自衛水防組織を設置する場合>

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2~5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-



着色された項目は  
提出が必要。

未着色の項目は任意。

# 様式 1 (計画の適用範囲)

## 様式 1

### 1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法: 水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

### 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

	施設の状況			
	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

## 3. 計画の適用範囲

「昼間」は通所部門と入所部門の合計人数

「夜間」は入所部門の人数

# 様式 1 (事前の休業判断基準)

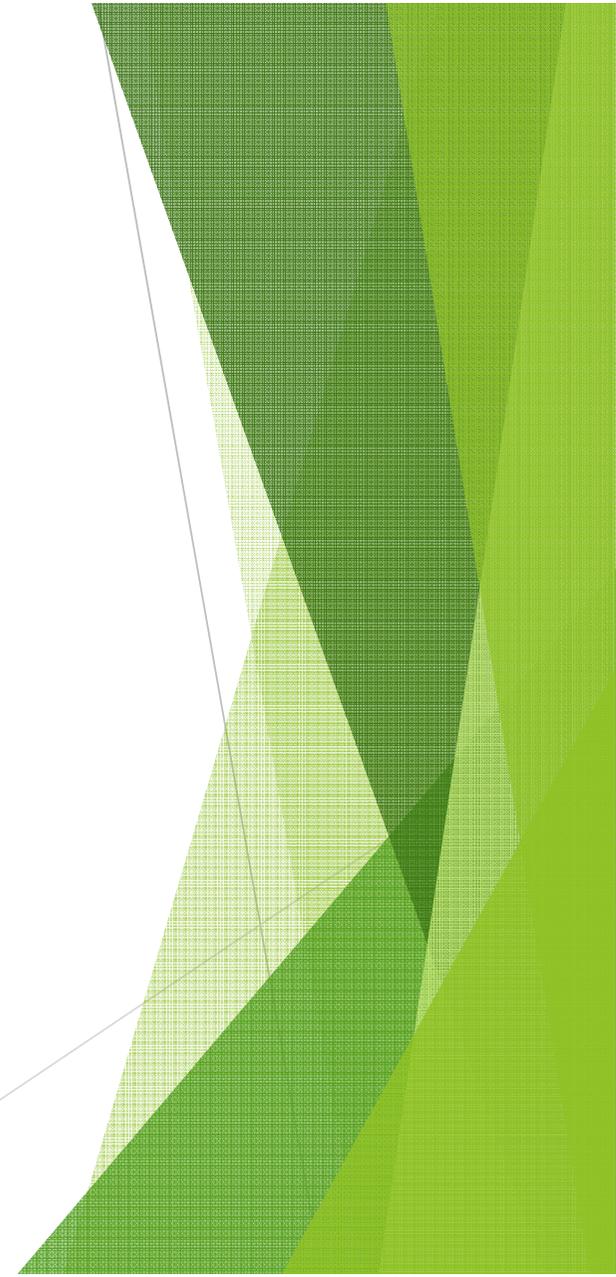
● 計画の見直し
避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。
● 事前休業の判断について
大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または午前 8 時の時点で、全県下又は「 姫路市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。
暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

通所施設は休業の判断基準を設ける。

- ・ 判断時刻を設定。
- ・ 警報の対象区域は「姫路市」
- ・ **大雨警報・洪水警報・暴風警報**など具体的に設定。

# 様式2 (災害時の防災体制)

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班 (要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・市川 (砥堀地点) 氾濫注意情報発表 ・夢前川 (下手野地点) 氾濫注意水位到達	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備	総括・情報班 (情報収集伝達要員) 避難誘導班 (避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難 ・洪水警報発表 ・市川 (砥堀地点) 氾濫警戒情報発表 ・夢前川 (下手野地点) 避難判断水位到達	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班 (情報収集伝達要員) 総括・情報班 (情報収集伝達要員) 総括・情報班 (情報収集伝達要員) 避難誘導班 (避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・市川 (砥堀地点) 氾濫危険情報発表 ・夢前川 (下手野地点) 氾濫危険水位到達	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班 (避難誘導要員)



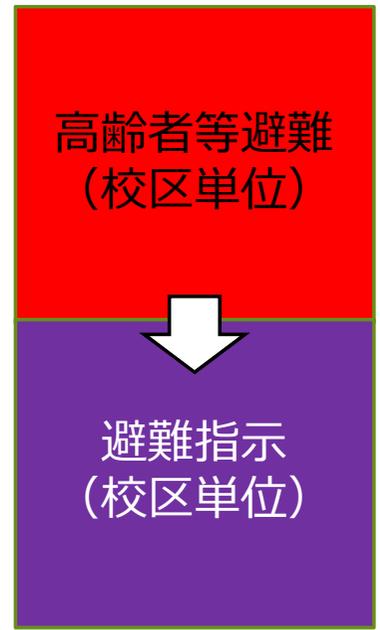
# 様式2 (災害時の防災体制・解説)

体制確立の判断時期	体制
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・市川（砥堀地点） 氾濫注意情報発表 ・夢前川（下手野地点） 氾濫注意水位到達	注意 レベル2 体制確立
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難 ・洪水警報発表 ・市川（砥堀地点） 氾濫警戒情報発表 ・夢前川（下手野地点） 避難判断水位到達	警戒 レベル3 体制確立
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・市川（砥堀地点） 氾濫危険情報発表 ・夢前川（下手野地点） 氾濫危険水位到達	非常 レベル4 体制確立

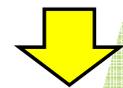
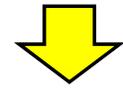
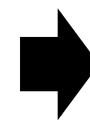
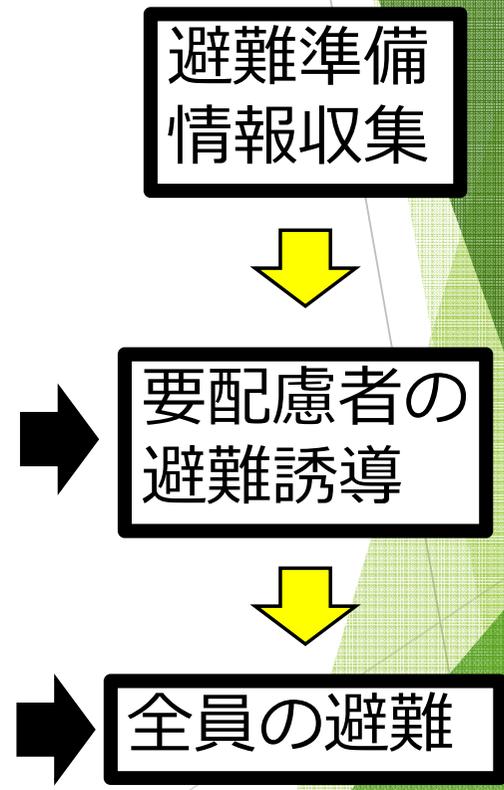
## <気象庁>



## <姫路市>



## <施設>



# 河川の水位に関する情報

## 揖保川・市川

「洪水予報」として水位に関する情報を発表。

例) 氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報

## 林田川・天川・夢前川・菅生川・大津茂川

Webサイト「国土交通省 川の防災情報」で水位を確認。

例) 氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位

# 河川の水位に関する情報

## 「国土交通省 川の防災情報」



氾濫危険水位

避難判断水位

氾濫注意水位

※揖保川・市川の場合は水位の上昇に伴い、注意情報等が発表される。

氾濫危険情報

氾濫警戒水位

氾濫注意情報

## 様式3 (情報収集ツール)

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ、 <u>テレビのデータ放送</u> 、気象庁のWebサイト、 <u>ひめじ防災ネット</u> 、ラジオ…
	洪水予報、水位到達情報	<u>Webサイト「川の防災情報」</u>
	土砂災害警戒情報	テレビ、テレビのデータ放送、気象庁のWebサイト、ひめじ防災ネット、ラジオ…
	高齢者等避難、避難指示	テレビ、テレビのデータ放送、気象庁のWebサイト、ひめじ防災ネット、ラジオ…
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)
	排水施設の稼働状況	
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

# 様式 4 (避難先、避難方法)

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合						
立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）						
	避難場所名称	移動距離	移動手段			避難時間
			徒歩	車両		
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台	30 分	
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台	30 分	
施設名（高潮）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台	30 分	
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台	分	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台	20 分	
立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）						
	避難場所名称	移動距離	移動手段			避難時間
			徒歩	車両		
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台	20 分	
施設名（内水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台	20 分	
施設名（高潮）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台	20 分	
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台	分	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台	20 分	
2) 屋内安全確保を行う場合						
屋内安全確保（垂直避難）の場合						
	建物名称	避難階	移動手段			避難時間
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー			15 分
屋内安全確保（内水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー			15 分
屋内安全確保（高潮）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー			15 分
屋内安全確保（津波）		階				分
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		階				分

## 立退き避難

- ・ 系列施設や市の指定避難所
- ・ 避難先の災害危険もハザードマップで調べておく。

## 屋内安全確保

- ・ 自施設の災害リスクを正しく把握したうえで記載

避難訓練を行い、実際に避難に要する時間を把握しておく。

## 様式5 (備品、備蓄)

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(施設職員、利用者)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水(1人あたり9リットル)、食料(1人あたり9食分)、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	
浸水を防ぐための対策	
土のう、止水板	
土砂災害に対する避難を確保するための対策*	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン(屋外設置)	

飲料水 9L = 3L × 3日分  
 食料 9食 = 3食 × 3日分

## 様式5、様式7（防災教育・訓練の年間計画）

### 8 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

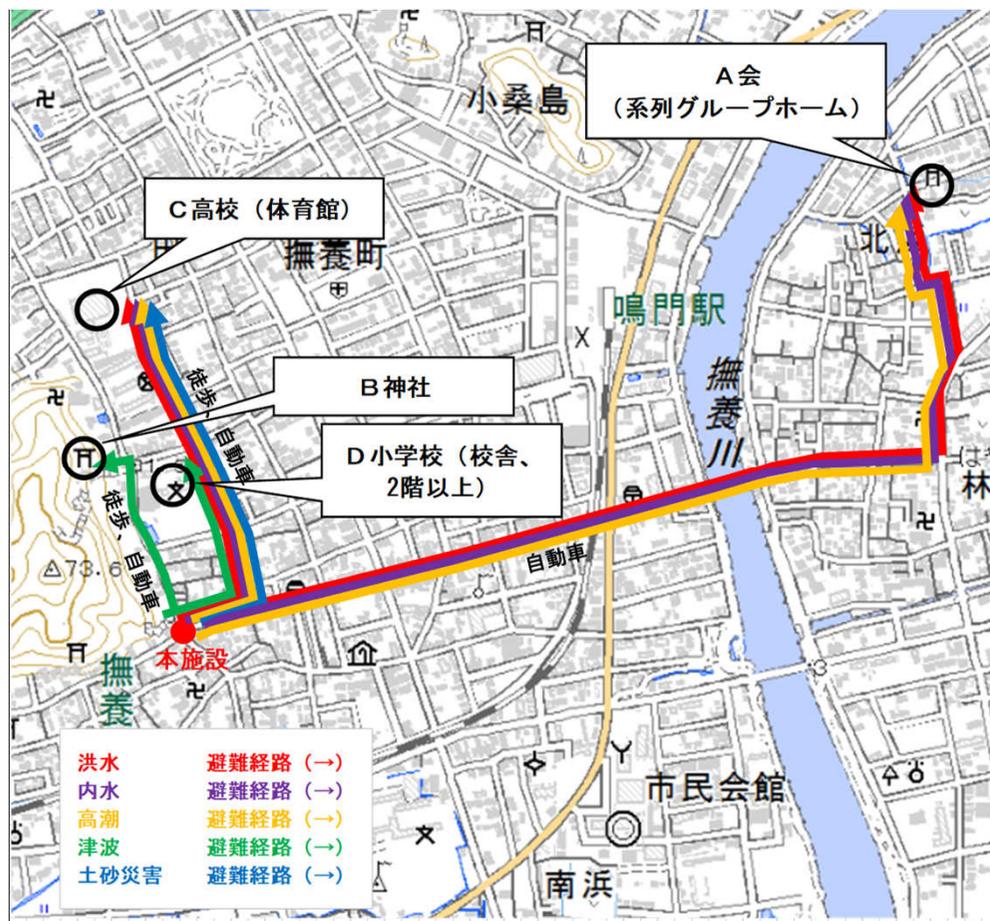
防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

1. 職員を対象に「避難確保計画」の内容を周知する
  2. 施設職員・利用者・協力者等を対象とした訓練  
(訓練は年1回以上実施し市への実施報告が義務)
  3. 訓練後「避難確保計画」を見直す
- 実施時期を決めて毎年必ず実施する

様式7～11、別添、別表は提出不要です。

各施設にて名簿等を準備してください。

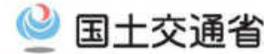
# 別紙1 (避難経路)



家屋倒壊危険区域や  
土砂災害警戒区域を通  
らない、合理的なルートを選定する。

## 2. 既存の計画に追加する形で避難確保計画を作成する場合

# 既存の計画への追記による避難確保計画の作成



消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追記して作成できます。

**①計画の目的に「洪水時の避難」を追記**  
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

(目的)  
第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び火災、地震並びに被害の軽減を図ることを目的とする。  
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

**②自衛水防組織の項目を追記(手引き P21~P23参照)**  
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

(自衛水防の組織と任務分担)  
第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追記

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

**③洪水時の防災体制の項目を追記(手引き P4~7参照)**  
「洪水時の防災体制」の項目を追記し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

(洪水時の活動)  
第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追記

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、..	情報伝達係、避難誘導係、..
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、..	避難誘導係、..

**④洪水時の避難誘導の項目を追記(手引き P17~19参照)**  
「洪水時の避難誘導」の項目を追記し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

(洪水時の避難誘導)  
第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。  
(1)避難場所・経路  
・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。  
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。  
(2)避難誘導方法  
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの経路、道路状況について予め説明する。  
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

項目を追記

**⑤避難の確保を図るための施設を追記(手引き P20参照)**  
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資器材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

(洪水に備えての準備品)  
第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておく。定期的に点検を行う。

不足分を追記

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内図、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

**⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追記(手引き P21参照)**  
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

(洪水対策に係る教育及び訓練)  
第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追記

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2)情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3)避難誘導に係る訓練

# 3 . 避難確保計画作成後の提出方法

# 避難確保計画届出時の書類

## 1. 避難確保計画

## 2. 避難確保計画作成報告書

書式は姫路市ホームページからダウンロード可能。  
「姫路市 避難確保計画」と検索してください！

### <避難確保計画作成報告書>

避難確保計画作成(変更)報告書	
年 月 日	
姫路市長 殿	
(施設所有者)	
住 所	_____
<small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>	
氏 名	_____
(施設管理者) <small>※所有者と同じであれば記載不要</small>	
住 所	_____
<small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>	
氏 名	_____
別添のとおり、 <small>(水防法第15条の3に基づき 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2に基づき)</small> 避難確保計画を作成(変更)したので報告します。	
施 設 の 名 称	_____
施 設 の 所 在 地	_____
施 設 の 用 途	_____

# 提出方法

姫路市役所危機管理室へ提出

1. 郵送または持参  
「避難確保計画作成報告書」 「避難確保計画」を各2部
2. メール

〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3  
姫路市役所危機管理室 災害対策担当  
kikikanri@city.himeji.hyogo.jp

提出：令和4年3月31日